

仕 様 書

1. 業務名

日常生活圏域ニーズ調査等分析業務及び高齢者保健福祉計画策定業務委託

2. 委託期間

契約の日から令和6年3月31日まで

【主なスケジュール（予定）】

- | | |
|--|---------|
| (1) 在宅介護実態調査の作成、印刷 | 令和4年9月 |
| (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の作成、印刷 | 令和4年12月 |
| (3) 日常生活圏域ニーズ調査の分析及び集計報告書の作成、
調査結果報告書提出 | 令和5年3月 |
| (4) 高齢者保健福祉計画策定支援 | 令和5年4月～ |
| (5) 介護給付実績の集計・分析の実施 | 令和5年5月～ |
| (6) サービス見込み量の推計 | 令和5年5月～ |
| (7) 介護給付分析報告書提出 | 令和5年12月 |
| (8) 高齢者保健福祉計画書及び概要版の提出 | 令和6年3月 |

3. 目的

国や県の動向、多治見市に居住する高齢者の状況等を的確に把握し、多治見市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス見込み量等を定める、第9期多治見市高齢者保健福祉計画を策定することを目的とする。

4. 業務内容

【令和4年度業務】

- (1) 日常生活圏域ニーズ調査の作成、印刷及び調査結果の入力・集計・分析

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。調査項目については今年度国が示す予定となっている「日常生活圏域ニーズ調査」を基本としつつ、多治見市の独自設問も加えた内容で調査票を作成すること。

調査票の印刷、配布・回収に必要な作業は、受注者が行う（発送・回収費用の負担を含む）。受注者は発注者から回収後の調査票を受領し、調査結果の入力・集計・分析を行い、結果をとりまとめる。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施概要】

調査対象	65歳以上の一般高齢者、基本チェックリスト該当者及び要支援1・2に認定された者
配布数	1種 3000票（回収率70%見込み）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(2) 在宅介護実態調査の作成・印刷及び調査結果の入力・集計・分析

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護認定者の家族を対象とした調査を行う。調査票の配布・回収は、発注者が、要介護認定調査と併せて認定調査員により実施する。

調査票の作成・印刷に関して必要な作業は受注者が行う。受注者は、発注者から回収後の調査票を受領し、調査結果の入力・集計・分析を行い、結果をとりまとめる。

【在宅介護実態調査の実施概要】

調査対象	令和4年10月1日から令和5年1月31日までに認定調査の対象となる高齢者の家族（調査時期調整中）
調査数	1種 600票（回収率93%見込み）
調査方法	認定調査員による聞き取り調査
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析並びにその他の調査の分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、多治見市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、発注者が提供する電子データや資料をもとに整理分析を行う。

また、第8期計画において示された「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実施調査」などの国が示す調査についても、調査結果の入力・集計・分析を行い、上記(1)、(2)とともにアンケート調査結果報告書としてとりまとめる。

【令和5年度業務】

(4) 介護給付実績の集計・分析の実施及び分析報告書原稿の作成

発注者が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析及び分析報告書原稿の作成を行う。

(5) サービス見込量の設定

第9期計画の前提となる圏域の将来人口及び高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシート（エクセル版を想定）により要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第9期介護保険料の設定支援を行う。

(6) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

『地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律』が施行され、引き続き包括ケアの充実及び拡充が必要となるため、第8期計画の分析結果及び計画内容を十分活用したうえで第9期計画の策定を行うこととする。

第8期計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

(7) 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第9期計画の基本課題や施策方針を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを発注者が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関する助言を行う。

(9) 計画策定委員会の運営支援・会議録の作成

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会(5回程度)の運営について、会議資料(原データ)を作成するとともに、委員会に出席し、会議録の作成や協議事項に関する助言等の支援を行う。

【令和4～5年度業務】

(10) 関連例規整備情報提供及び先進事例の情報提供(関連例規整備情報提供を含む)

① 全国の幅広い事例や類似団体等の取組み内容を参考にする場合がある。そのため、受注者は、発注者が施策を検討する際の資料として、全国の特色ある施策の情報提供を行う。

また、国の方向性及び会議内容についての概略、書籍など幅広い情報提供を行うこと。

② 介護保険法や老人福祉法を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、地域包括ケアシステム強化のための介護保険等の一部を改正する法律を中心に今後、福祉関連法令が改正される都度、随時助言すること。

5. 成果品

(1) アンケート調査結果報告書(A4判、150頁程度、1色刷):50部

(2) 介護給付分析報告書(A4判、1色刷、簡易ダイレクト製版):3部

(3) 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画(A4判、120頁程度、1色刷):300部

(4) 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画概要版(A3判、見開き両面、カラー刷)
:500部

(5) 上記データ一式

(6) その他各種分析結果データ一式

6. 注意事項

(1) 受注者は、電子媒体で発注者に納品する場合には、ワード、エクセル等修正可能な状態で提供すること。

(2) データ作成、印刷等の業務開始及び損害の補償について

① 受注者は、発注者の承認を得た後にデータ作成、印刷等の業務を開始すること。

② 受注者が発注者の承認なしでデータ作成、印刷等を行った場合に発生した損害については、発注者は一切補償を負わないものとする。

(3) 校正の協議

校正協議は紙類で最低2回以上行うこと。発注者の申し出により電子データの確認を求めた場合にはこれに応じるものとする。

(4) 打ち出しテスト

宛名の打ち出しについては、事前にテストし提出すること。発注者の適正確認後に打ち出しすること。

(5) 運搬料・消耗品の負担

当業務における、運搬料・消耗品の購入は、受注者の負担とする。

(6) 運搬について

重要な個人情報であるため、直接来庁することが望ましい。郵送の場合は書留など安全で確実な方法を選択すること。

7. 支払について

令和4年度は「(1) 調査票(日常生活圏域ニーズ調査)の作成、印刷」、 「(2) ニーズ調査の分析及び集計報告書の作成 アンケート調査結果報告書提出」に対する対価を支払い、令和5年度は、契約金額から令和4年度中に支払った金額を控除した額を支払うものとする。

8. 個人情報の取り扱いに係る留意事項

業務の実施に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 本市の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、多治見市情報セキュリティ基本規程(平成15年訓令甲第15号)、多治見市個人情報保護条例(平成8年条例第25号)等関係規程及び個人情報の取扱いに関する特記事項(別紙)を遵守すること。
- (2) 業務を遂行する上で知り得た情報は目的以外には使用せず、また、外部へ一切漏洩しないこと。業務の実施後も同様とする。
- (3) 発注者が提供したデータを含め個人情報に関わる全データを業務完了後削除し、個人情報データ削除完了届を提出すること。

9. 環境配慮事項

- (1) 再生品やエコマーク商品等の環境に配慮した商品を積極的に使用すること。
- (2) 事業の推進に伴う移動・運搬には低公害型の手段を用いること。
- (3) 廃棄物の発生抑制、減量化に努めるとともに、事業に伴い発生した廃棄物は適正に処理・処分すること。

10. 違約金の徴収

発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約及びこの契約に係る変更契約による契約金額の20分の1に相当する金額を上限として、受注者に請求できるものとし、受注者は発注者が指定する期間内に、これを支払わなければならない。この契約による業務の履行後においても、同様とする。

- ① 発注者の運搬中や作業中の名簿媒体の紛失や故意の流出により個人情報が第三者に漏洩した場合
- ② 発注者による宛名と中の用紙の氏名や内容等が違うことによる個人情報が第三者に漏洩した場合

11. 妨害又は不当要求に対する通報義務

- (1) 受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しな

い場合は指名停止措置を講じることがある。

- (2) 受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

1 2. 参加資格

本計画には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野にいたった計画づくりと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要があるため、平成 28 年度以降に、多治見市と同等規模の団体の介護保険事業計画策定実績を有していること、また、県内または全国の自治体で第 8 期介護保険事業計画実績があることが望ましい。

1 3. その他

- (1) 業務の実施については、発注者と連絡を取り合い十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成しなければならない。
- (2) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、発注者と協議の上、本業務内容を変更することができる。その際の経費の負担についても発注者と受注者とで協議の上決定する。
- (3) 受注者は工程表に基づき適正な工程管理を行わなければならない。なお、発注者から進捗状況の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。
- (4) 本仕様書記載以外の事項で疑義が生じた場合には、発注者及び受注者の協議により決定するものとする。